

生成 AI の利用についてのガイドライン

令和7年4月1日

大曲農業高校

1 利用の前提

生成 AI (Generative AI) は、人工知能技術の一つである。AI (Artificial Intelligence: 人工知能) は人間の知的能力をコンピュータ上で表現する技術であり、様々な分野で開発と活用が行われている。生成 AI は AI を用いて創造的な成果物を作り出すことが特徴である。また、生成 AI は、テキスト、画像、音声、動画などのコンテンツを作り出す AI の技術である。未加工の膨大なデータから、要求されたときに統計的に可能性のある出力を「深層学習 (Deep Learning)」によって行うことができる。高速で、あたかも人が作成したようなコンテンツを出力できるが、真にゼロから作り出すものではないため、オリジナルなものではないことは指摘されている。ただ、人も過去の作品から学び、刺激を受けて自分の作品にかすことを行っているので、全く異なるとはいえない。

利用規約の順守を前提 (利用規約：ChatGPT…13 歳以上、18 歳未満は保護者同意 Copilot…成年、未成年は保護者同意 Gemini…13 歳以上 他) として、入学時に保護者からの同意を得る。

生徒は「情報 I」代替科目 (R6 年現在は「農業と情報」) において情報リテラシーを受けてからの利用とする。

教員は、情報リテラシーの研修を受けてからの利用とする。

2 校内で使用する場合

(1) 適切な活用方法

生成 AI の普及も念頭に置き、端末の日常的活用を一層進めることを前提として、保護者の理解・協力を得て、発達の段階に応じて次のような学習活動を強化することに限定した教育活動への利用とする。

- ① 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ② ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動
- ③ 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ④ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ⑤ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動
- ⑥ インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残る完全には消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

なお、これらの活動の一環として、情報の真偽を確かめること (いわゆるファクトチェック) の方法などは意識的に教える。また、教員が生成 AI が生成する誤りを含む回答を教材

として使用し、その性質やメリット・デメリット等について学ばせたり、個人情報や機械学習させない設定を教えることも考えられる。文部科学省により参考資料が公表された時点で順次改定する。

(2) 活用が考えられる例

- ① 情報モラル教育の一環として、教員が生成 AI が生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせること。
- ② 生成 AI をめぐる社会的論議について生徒自身が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用させること
- ③ グループの考えをまとめ、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論や結論を出した上で、不足している視点を見つけて議論を深める目的で活用させること
- ④ 英会話の相手としての活用や、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用させること
- ⑤ 生成 AI の活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲して、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させること
- ⑥ 発展的な学習として、生成 AI を用いた高度なプログラミングを行わせること
- ⑦ 生成 AI を活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行うこと

(3) 適切でない活用

- ① 情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない場合（生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど）
- ② 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）
- ③ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など生徒の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使わせること
- ④ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使わせること
- ⑤ 教員が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教員の代わりに安易に生成 AI から生徒に対し回答させること
- ⑥ 定期考査や小テストなどで子供達に使わせること（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し

うる状態とならないよう十分注意すべき)

- ⑦ 生徒の学習評価を、教員が AI からの出力のみをもって行うこと
- ⑧ 教員が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、安易に生成 AI に相談させること

(4) 校内使用のチェックリスト (教員用)

各学校で生成 AI を利用する際のチェックリスト

- 生成 AI ツールの利用規約を遵守しているか (年齢制限・保護者同意を遵守しているか)
 - ・ ChatGPT (OpenAI社) は13歳以上、18歳未満の場合は保護者同意が必要
 - ・ Copilot (Microsoft社) は成年であること、未成年の場合は保護者同意が必要
 - ・ Gemini (Google 社) は 13 歳以上であることが必要
- 事前に、生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等に関する学習を実施しているか
- 教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで利用の適否を判断しているか
- 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか
- 生成 AI に全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか
- AI を利用した成果物については、AI を利用した旨や AI からの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか
- 読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、AI による生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成 AI の不適切な使用が行われないよう、周知・理解を得ているか
- 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか

3 自宅での利用

生徒が自宅で教員以外の指示で活用する場合、保護者と生徒の責任のもとで使用することとする。その際、学校内で実施している情報リテラシーにのっとり、適切な使用かどうかを生徒自身が判断し、自宅利用のチェックリストを確認して利用することとする。

(1) 自宅で生成 AI を利用する際のチェックリスト (生徒用)

- 生成 AI ツールの利用規約を遵守しているか (年齢制限・保護者同意を遵守しているか)

- ・ ChatGPT (OpenAI社) は13歳以上、18歳未満の場合は保護者同意が必要
 - ・ Copilot (Microsoft社) は成年であること、未成年の場合は保護者同意が必要
 - ・ Gemini (Google 社) は 13 歳以上であることが必要
- 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等をしているか
- 適切な利用と判断できるか
- 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しない
- 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか
- 生成 AI に全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、理解しているか
- AI を利用した成果物については、AI を利用した旨や AI からの引用をしている旨を明示しているか
- 読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、AI による生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどをりかいしているか。保護者に対しても、生成 AI の不適切な使用が行われないう、周知・理解しているか
- 自宅で作成したものについては、すべて保護者・生徒の自己責任となることを理解しているか